

平成25年第4回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成25年12月5日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和
町づくり推進課企画調整幹 中村茂弘 町民課長 羽場幸春
農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久 観光課長 岩下弘幸
教育次長 宮坂 晃 会計室長 小宮山清富
たてしな保育園園長 真瀬垣妙子 庶務係長 遠山 一郎

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

8番 山浦妙子

9番 箕輪修二

散会 午後2時21分

(午前10時00分 開会)

議長（滝沢寿美雄君） 定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回立科町議会定例会を開会します。

これより、12月5日、本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、教育長、関係課長です。

次に、本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長招集のあいさつの撮影と、『広報たてしな』、信濃毎日新聞社の取材撮影をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を、議長において行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、8番議員山浦妙子君、9番議員箕輪修二君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（滝沢寿美雄君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、橋本昭議会運営委員長より報告願います。橋本昭議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 会期の検討結果について、ご報告いたします。

会期につきましては、11月22日、議会運営委員会を開催し、平成25年第4回定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法等、議会運営について検討した結果、本定例会に提出が予定されている案件は、条例の制定1件、条例の一部改正10件、補正予算5件、不納欠損に係る請求権の権利放棄4件、工事請負契約の締結1件、発議2件、請願1件の計24件であり、会期は9日間必要と思われます。したがって、本定例会の会期は、本日より12月13日までの9日間が適当との結論に達しましたので、ご報告いたします。

なお、議会運営委員長として、一言申し添えます。

本12月定例会は、平成26年度町予算編成時期での開催であり、議員各位におかれましては、所管常任委員会において24年度の事務事業評価並びに3カ年実施計画等の進捗状況等を踏まえ、町予算編成方針に基づく各課の来年度予算編成方針等について議論を深めるようお願いし、会期についてのご報告を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月13日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 平成25年第4回立科町議会定例会会期日程をご説明申し上げます。

1日目、12月5日、木曜日、午前10時、本会議、議場で開催をいたします。内容は、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、町長招集のあいさつ、諸般の報告、議案の上程、提案説明でございます。本会議終了後、全員協議会を議員控室で行います。全員協議会の後、土地開発公社の理事会が計画されておりまして、その土地開発公社の理事会終了後、議会だより編集委員会を第1委員会室で開催をいたします。

2日目、12月6日、金曜日、午前10時、本会議、議場で開会をいたします。議案の質疑、委員会付託を行います。午後2時から社会文教観光常任委員会を第1委員会室で開催します。付託案件の審査を行います。

3日目、12月7日、4日目、12月8日は休会といたします。

5日目、12月9日、月曜日、午後2時から総務経済常任委員会を第1委員会室で開催します。付託案件の審査を行います。

6日目、12月10日、火曜日、午前10時、本会議を議場で開催いたします。一般質問、1番から5番の議員の一般質問を行います。

7日目、12月11日、水曜日、午前10時、本会議を議場で開催いたします。一般質問、6番から8番の議員さんの質問があります。本会議終了後、議会運営委員会を第1委員会室で行います。

8日目、12月12日、木曜日は予備日とします。

9日目、12月13日、金曜日、午後2時、本会議を議場で開催をいたします。委員長報告、質疑、討論、採決を行い、閉会といたします。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（滝沢寿美雄君） 日程第3 町長招集のあいさつ。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） おはようございます。

本日、ここに、平成25年第4回立科町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、感謝を申し上げます。

師走に入り、1年の締めくくりの時期となりました。日に日に寒さも増してまいります。健康には十分注意されていただきたいと思っております。

9月には、災害のない当町でも、台風18号によります時間最大雨量39mm、日積算雨量126mmを観測する豪雨に見舞われ、道路、河川、高地に大きな被害を受け、現在復旧に向け進めているところでございます。

さて、国は経済再生を目指し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間活力を喚起する成長

戦略という3本の矢による各種の政策を進めております。景気は緩やかに回復しつつあり、さらに国民の生活が真に豊かになったと実感できるよう、期待をしているところであります。このような状況の中で、国は持続可能な社会保障制度を次の世代にしっかりと引き継ぐためとし、平成26年4月より社会保障と税の一体改革を踏まえた消費税率を現行の5%から8%に引き上げることを決定するとともに、減税措置として経済対策の実施も決定し、さらに平成27年10月には10%へと再引き上げも検討しており、ぜひとも国民のための社会保障制度の確立を願うものであります。

さて、当町の主要産業であります農業を取り巻く情勢も極めて混沌としております。現在、交渉が行われているTPP交渉では、日本に対し3カ国から農産物の重要品目の関税撤廃を含め、極めて高い水準の自由化が求められ、政府は受け入れ拒否をしております。交渉の結果次第では、国民生活を根底から変えてしまう可能性も含んでおり、まことに心配であります。政府には、日本の農業を守るべく、交渉に当たってほしいと思っております。

次に、11月に全国町村長大会が開催され、道州制推進基本法案の国会提出に反対する決議がなされました。これは、道州制導入により市町村合併がさらに強制をされること、農山漁村の自治の衰退が進むこと、社会基盤の整った大都市への住民が集中してしまうことなどからであります。また、自然を守る多彩な市町村が存在することが日本の活力の源泉であると信じ、確信をしているからであります。

次に、発生以来、2年9カ月がたちました東日本大震災の復興及び原子力発電所の事故収束もいまだに先が見えない状態が続いており、一日も早い復興、収束を望むものであり、原発の問題は全ての英知を結集し、可及的速やかに全ての政策を動員すべきと考えております。

また、不況にあえぐ地域や国民のために、経済立て直しの国家戦略を早急に確立し、閉塞状態を打破し、地域が、国民が一日も早く元気になるよう願うものであります。

さて、本年度も1年の仕上げの時期となってまいりました。本年度の9月以降の事業の進捗状況を申し上げます。

まず、4月に開所しましたたてしな保育園であります。木のぬくもりを感じながら、170名を超える園児たちが元気よく生活し、着実に成長しております。保護者のニーズにこたえるべく、安心して預けられ、小学校へのスムーズな移行のため、しつけや集団行動、英語活動などを盛り込みました。保護者や地域の皆様にも大きな関心を持っていただき、お褒めの言葉もいただいております。今後もさらに立科教育の原点として幼児教育を進め、子育て支援の推進をしてまいりたいと考えております。

続きまして、立科教育であります。小中高連携の学力向上事業でありましても、加配教員を有効に活用して、チームティーチングや少人数学級編成事業を展開し、活気のある事業が続いております。今後は、生徒がどの段階でつまづいているか調査し、より効率の上がるプログラムの開発に着手したいと考えております。また、障害のある児童・生徒につきましても、支援団体との共同で早期発見、早期支援の体制が生まれつつあります。健全で未来をしっかりと語れる立科の子供たちの育成のために、今後とも進めてまいります。

次に、生活基盤の整備につきましては、社会資本総合整備補助事業で行います町道改良工事の中原大深山線の蓼科高校前から真蒲地区までの工事を発注をいたしました。学童・生徒の安全の向上を、さらに充実を図るものであります。また、大切な水道資源である弁天神水源の進入防止柵設置、西塩沢、細谷地区の水道管布設替工事にも着手し、立科の水の安全で安定した供給に努めてまいります。

次に、安全・安心な地域づくりに向け、JAの有線放送に全国瞬時放送システムを導入し、緊急時に備えるため、整備ができました。このことにより、立科町の防災対策が一步前進することになりました。

次に、農業関係では、梅雨明け以降の過雨、秋には台風の襲来による豪雨に見舞われましたけれども、稲作においては平年並みの収穫となり、リンゴと果樹については若干の玉の実不足とのことでしたが、平年並みの収穫量が確保され、この秋を迎えることができたわけでありす。

次に、観光関係では、喫近の課題であります索道事業につきまして、今後の方向性を検討するための索道事業・スキー場あり方検討会議を10月に設け、検討が始まっております。町営でのスキー場経営に、町民的な議論をもって臨むものであります。また、現在辺地対策事業債を使い、蓼科牧場のトイレ整備にも着手し、ユニバーサルデザインによる環境整備を図っております。

次に、高齢者福祉につきましては、第5期高齢者福祉計画のサービス基盤整備計画に基づくハートフルケアたてしなの徳花苑の移転増床によります機能強化を図るために、先月の臨時議会におきまして債務負担の補正をお認めいただき、ようやく公約にも掲げました高齢者福祉の充実に道筋がついてまいりました。今後は社会福祉法人ハートフルケアたてしな様と連携し、早期の施設完成に向けて全力を尽くしてまいります。これら以外の諸事業につきましても、議会の皆様、町民の皆様のご理解、ご支援を賜り、鋭意取り組んでいく所存であります。

さて、12月は、平成26年度の予算編成時期でもあります。先月21日に予算編成会議を開催し、編成方針を示したところであります。

予算編成における重点項目は6項目ございます。1つ目は子育て支援であります。安心をして子育てができる、充実した子育て支援の町づくりに向けた施策、2つ目は立科教育であります。保育園から小学校、中学校、蓼科高校まで、一貫した方針のもとに、生きる力を培う教育支援の町づくりに向けた施策、3つ目は環境であります。住みよい地域の生活環境の創成を進めるとともに、自然環境を守る町づくりに向けた施策、4つ目は産業振興支援であります。地域の農畜産物資源や立科の水や自然、町の歴史・文化を生かした産業振興支援の町づくりに向けた施策、5つ目は高齢者福祉であります。いつまでも元気で暮らしたいを支援する町づくりに向けた施策であります。以上の5項目につきましては例年と変わりませんが、これらに加え、新年度からは将来への投資を重点項目に掲げ、町の魅力や価値を高め、将来の税収の増加に寄与する取り組みなど、予算の編成には積極的に取り組みをするよう、指示をいたしました。

続いて、来年度の財政見通しではありますが、まず歳入では、自主財源である町税や財政収入は好転する要素が乏しく、景気の低迷、人口等の減少により、引き続き低減が見込まれます。景気

が一定の回復を示したとしても、税収の大きな伸びは期待できないと思われます。依存財源の多くを占める地方交付税については、前年度より増額となることは難しく、引き続き厳しい状況を見込んでおります。歳出においては、社会保障関係経費や公共施設の維持管理経費などが増加すると見込んでおり、依然として経常的経費の占める割合が高い構造となることを予想をしております。また、本年度の予算編成は、3億円の財源不足を基金の取り崩しにより賄いましたが、平成26年度においても本年同様の厳しい財政運営を強いられることから、予算編成においては、事業実績を踏まえ、全ての施策、事務事業について、まず目的を明確にする、そしてゼロベースからの検討、職員一丸となった良質な住民サービスの持続、重点項目の着実な実施、これらを心がけ、懸案事項の解消に向け、町民のニーズを的確にとらえ、町民の期待にこたえる予算を編成することといたしました。

さて、いよいよスキーシーズンであります。今年のスキー場オープンは14日の予定であります。25日には冬山従事者説明会に、今年は私も同席し、索道事業あり方検討会議の趣旨説明と今シーズンの安全操業とスキー場オープンに合わせ雪づくりなど、全力で準備を進めていただくようお願いをいたしました。今シーズンも多くの方のスキーヤーの皆さんに訪れていただき、今年の白樺高原が昨年以上の活況となることを期待申し上げます。

続きまして、本定例会にご提案いたします案件であります。条例は11件、一般会計ほか補正予算案5件、不納欠損に係る請求権の権利放棄4件、工事請負契約の締結1件であります。

今回の一般会計補正予算（第6号）であります。民生費、保育所費の中で、たてしな保育園の園の歌をつくる予算を盛ってございます。このたびの申請になりました保育園で、子供さんが元気に楽しく歌いながら、ふるさとたてしなをイメージして、みんなで一緒に歌える歌があったらよいと考えております。作詩作曲には、立科町の子供たちとも交流がございましたシンガーソングライターの松任谷由実さんをお願いしたらどうかと考えてございます。

このほか、それぞれ提案いたします案件の概要につきましては、担当課長から説明をさせます。以上で12月定例会の招集のあいさつといたします。

続いて、9月定例会以降につきましては、主な町長諸般の報告を申し上げます。

まず、9月20日には、立科町戦没者追悼式が行われ、304名の御霊に黙祷及び式辞を申し上げます。

24日には、清瀬市の社会福祉施設と災害時における福祉避難所の利用に関する協定を締結し、災害時には相互の特別養護老人ホームが活用できるようになりました。

26日には、中部横断自動車道早期完成を国へ要望のため、副町長が上京をしております。

28日には、豊島区よりふくろう祭りにご招待を受け、副町長が出席しております。

10月4日には、白樺湖下水道組合定例議会が開催され、副町長が出席をいたしました。

5日、6日にかけて、水資源保全サミットが開催をされ、全国33団体が、地域の水は地域で守るとし、このことを確認し、立科町の先進的な取り組みに自信を持ったところであります。

9日には、第4回議会臨時会を開催し、台風18号による災害復旧補正予算をお認めいただきました。また、同日、国道142号・254号道路促進期成同盟会総会が開催され、整備促進の確認

をしております。

12日には、第38回女神湖歩け歩け大会が行われ、参加者193名の皆様に激励のあいさつを申し上げます。

15日には、索道事業あり方研究会議を開催し、事業の方向性の検討に入りました。会長には、前回の改善検討委員会に続き、三田先生に就任していただくこととなりました。

17日には、県教育委員会と高校所在地市町村の懇談会が開催され、第1期県高校再編計画のまとめ及び課題等の整理が行われ、米沢教育委員長と出席をいたしました。同日、建設業連合会の皆様によりボランティア清掃が行われ、御礼と感謝を副町長から申し上げたところであります。午後には、北佐久行政連絡協議会が開催され、副町長が出席をしております。

18日には、農業振興推進会議に出席しております。

20日には、川西柔剣道大会と中山道ウォークが開催され、ともに激励を申し上げます。

22日には、県町村会の定期総会が開催され、出席をしております。

25日には、佐久松本高規格道路整備に関する提言を、国にまいりました。

11月1日には、県町村会政務調査会建設部会が開催され、出席をしております。

2日には、立科町商工祭に出席し、ごあいさつを申し上げ、その後、東京都渋谷区で開催された区民の広場に立科町も参加しておりますので、誘客宣伝をまいりました。

3日には、第4回立科の味、料理コンテストが開催され、工夫された作品を評価するとともに、応募の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

8日には、区長・部落長研修に参加し、防災関係の施設の視察をまいりました。

11日には、第5回臨時議会を招集し、ハートフルケアたてしなにかかわる債務負担の補正をお認めいただきました。

12日には、佐久松本道路整備に係る県への要望をしております。

14日には、国保連合会理事会が開催され、出席をしております。

15日には、佐久広域連合正副連合長会議が開催され、出席をしております。

18日には、東信農業共済理事会と家畜診療所運営委員会が開催され、出席をしております。

19日には、国道142号・254号期成同盟会による建設部長要望をいたしました。

20日には、全国町村長大会が開催され、出席をしております。

21日には、平成26年度予算編成会議を行い、予算編成方針について、係長以上の職員に指示をいたしました。また、同日、部落解放・人権政策確立市町村要請国道が行われ、要請に対する町の取り組み等を申し上げ、意見交換をいたしております。

22日ですが、議会運営委員会が開催され、出席をしております。

24日には、蓼科すずらん会の総会に出席し、立科町の発展のためにご尽力をいただいていることに感謝を申し上げ、引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上で、町長諸般の報告といたします。

◎日程第4 議会諸報告

議長（滝沢寿美雄君）日程第4 議会諸報告を行います。

議長の報告は、配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、西藤努総務経済常任委員長、報告ありますか。

5番（西藤 努君）それでは、総務経済常任委員会の報告を申し上げます。

まず、9月24日、農林課・建設課に対して事業進捗視察ということで実施しております。農林課ではくくりわな60基、本人要請ということで、それに伴いまして設置者に現状と問題点等についての、現場において意見聴取しております。建設課では、蓼高前、県道拡幅予定場所、中学校南側の進入道路の舗装工事の完成、それから9月16日におきました台風18号におきます記録的豪雨で被害が発生したわけでございますが、その発生現場を視察しております。

それから、10月23日・24日、委員会研修を行っております。山梨県の甲斐市にありますサントリーワイナリーにおきましては、ブドウ栽培の現状、同県の都留市、松本市、波田の両市におきましては省水力発電の現状視察を行っております。

それから、10月30日、柏原財産区議会との合同境界調査が行っております。経過につきまして、若干説明させていただきます。去年よりシンボル石標という石標がございますが、その近辺で2～3カ所の不明部分がありまして、その調査を当日、当町に委託されました。それに伴いまして、11月26日、立科町、茅野市、柏原財産区議会、測量会社モテキさんと確認をいたしております。結果ですが、茅野市との境界は確定されました。新たなコンクリート柱を打っております。

ところが、ところがということじゃないですが、一部の距離で、柏原財産区の境界とする部分が当町の境界線の内側にあります。その理由については不明でございます。したがって、その調査を、柏原財産区から新たに当町に調査依頼がありまして、当町が行うということで合意しておりました。その中で、つい2～3日前のことですが、柏原財産区の総代さんからこちらに連絡があって、柏原財産区が今まで当町と合同で行っていた、その部分の境界は勘違いであったと、町村境が正解であるというふうな連絡をいただいております。

今後、現在、口頭での説明でございますので、書類等を作成して後世に保存しておくというふうな状況になろうかと思っております。

以上、報告を終わります。

議長（滝沢寿美雄君）次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、報告ありますか。

4番（土屋春江君）社会文教観光常任委員会の報告をいたします。

10月10日、立科町と東京都清瀬市が互いの施設を福祉避難所とする協定が9月24日に締結されましたので、社会福祉法人特別養護老人ホーム信愛報恩会、清瀬市社会福祉協議会に行政視察を行いました。その後、清瀬市議会と意見交換をしております。

10月11日、当町で進める観光リゾート、健康スポーツの観点から、群馬県水上町へ、水上デサントスポーツプロジェクトについての行政視察を行いました。

11月1日、立科教育事業で、小学校5年2組の読み取る算数の授業参観を行いました。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第68号

議長（滝沢寿美雄君）日程第5 議案第68号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君）議案第68号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、税制改正による改正部分及び町税以外の収入金に対する滞納処分を行う規定を新たに設けることにより、既存条例の立科町税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例について見直し部分が多々発生をしたため、全部改正を行うものでございます。

まず、条例の題名を改めます。

内容ですが、第1条につきましては、趣旨でございます。督促、延滞金の徴収を規定したものでございます。

第2条は、税外収入金の種類を規定したものでございます。

第3条は、督促について規定をしており、20日以内に督促をしなければならないとしております。

第4条につきましては、督促手数料についての規定でございます。

第5条は、延滞金の徴収に関し規定をし、第6条はその延滞金の減免の規定を定めたものでございます。

第7条、第8条は、滞納処分について規定した条文でございます。税以外の収入金で、法律に基づき、滞納処分できるものであれば、税外収入金、督促手数料及び延滞金について滞納処分を行うことを規定してございます。また、第8条は、滞納処分に関する事務の委任でございます。この2つの条文を新たに規定してございます。

この条例の施行期日は、平成26年1月1日からといたしたいと思っております。

説明は以上でございますが、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎日程第6 議案第69号～日程第7 議案第70号

議長（滝沢寿美雄君）日程第6 議案第69号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について及び、日程第7 議案第70号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長（羽場幸春君） 議案第 69 号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、地方税法の改正に伴い、改正が必要となったため、議案第 68 号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定についてを準用し、一部改正を行うものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第 70 号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、地方税法の改正に伴い、改正が必要となったため、議案第 68 号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定についてを準用し、一部改正をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第 8 議案第 71 号～日程第 15 議案第 78 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 8 議案第 71 号 立科町生活排水共同処理施設条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第 15 議案第 78 号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定についてまでの 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 荻原 邦久君 登壇〉

建設課長（荻原邦久君） 議案第 71 号 立科町生活排水共同処理施設の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

立科町生活排水共同施設の一部を次のとおり改正します。別紙のとおり改正します。

立科町生活排水共同処理施設条例の一部を改正する条例、立科町生活排水共同処理施設条例の一部を次のように改正します。

第 11 条第 1 項中「税額及び地方消費税額」を「税率により計算した消費税額に、地方税法 72 条 83 項に規定する税率により計算した地方消費税額」に改めます。これは消費税法で規定しているのは額ではなく率ですので、表現を改正するものです。

第 12 条第 1 項中、「その使用水量とする。」を「立科町給水条例（平成 10 年立科町条例第 3 号）第 24 条から 26 号 26 条に規定する使用水量とする。」に改めます。汚水量の認定を水道の使用水量により確定することを、より明確化するものでございます。

附則としまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日より施行します。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願います。

続きまして、議案第 72 号 立科町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

立科町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

立科町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。立科町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 15 年立科町条例第 27 号）の一部を次のように改正します。

第 9 条第 2 項中「隔月ごとに」を削ります。この部分は、この後の第 1 条、第 11 条第 1 項で根拠を明確化するもので、削除いたします。

第 10 条第 1 項中「税額及び地方消費税額」を「税率により計算した消費税額に地方税法第 72 条の 83 に規定する税率により計算した地方消費税額」に改めます。これは、消費税法で規定しているのは額ではなく率ですので、表現を改正するものでございます。

第 11 条第 1 項中「その使用水量とする。」を「立科町給水条例（平成 10 年立科町条例第 3 号）第 24 条から第 26 条に規定する使用水量とする。」に改めます。汚水量の認定を、水道の使用水量により確定することを、より明確化するものでございます。

附則としまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日より施行します。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願いいたします。

続きまして、議案第 73 号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

立科町営住宅設置及び管理条例（平成 9 年立科町条例第 33 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。立科町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正します。

第 17 条第 1 項を次のとおり改めます。この条例により納付する家賃を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納金処分に関する条例の規定を適用するものとする。今回、立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例が制定されることに伴い、この条例を適用するものでございます。

また、第 17 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、「前項の」を削り、同項を同条第 2 項とします。第 17 条 2 項の内容については、立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例により定められておりますので削除し、それに伴いまして各項を繰り上げるものでございます。

附則としまして、1、この条例は平成 26 年 1 月 1 日から施行します。

2、経過措置ですが、「この条例による改正後の立科町営住宅設置及び管理条例の規定による延滞金の徴収については、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。」ものでございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 74 号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

立科町子育て支援住宅設置及び管理条例（平成 22 年立科町条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を次のとおり改正します。

第 14 条第 1 項を次のように改めます。「この条例により納付する家賃を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例の規定を適用するものとする。」。今回、立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例が制定されることに伴い、この条例を適用するものでございます。

また、第 14 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、「前項の」を削り、同項を同条第 2 項とします。第 14 条第 2 項の内容については、立科町税以外の諸収入金に対する督促並びに延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例により定められておりますので、これを削除し、それに伴い各項を繰り上げるものでございます。

附則としまして、この条例は平成 26 年 1 月 1 日から施行します。

経過措置ですが、この条例により、改正後による立科町子育て支援住宅及び管理条例の規定による延滞金の徴収については、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 75 号 立科町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

立科町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成 8 年立科町条例第 13 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

立科町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。立科町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正します。

第 13 条の 2 第 1 項を次のように改めます。「この条例により納付する家賃を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例の規定を適用するものとする。」。今回、制定されました立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例が制定されることに伴い、この条例を適用するものです。

また、第 13 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、「前項の」を削り、同項を同条第 2 項とします。この第 13 条の 2 第 2 項の内容については、立科町税以外の諸収入金に対する督促並びに延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例により定められておりますので削除し、それに伴い、各項を繰り上げるものです。

附則としまして、この条例は平成 26 年 1 月から施行します。

経過措置につきましては、「この条例による改正後の立科町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の規定による延滞金の徴収については、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。」。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 76 号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定について。立科町下水道条例（平成 8 年立科町条例第 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

立科町下水道条例の一部を改正する条例。立科町下水道条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「毎月」を削り、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金、」を削り、同条第 3 項中「使用月ごとに」及び「定める」を削る。

第 16 条第 1 項中「毎使用月において」を削り、「第 29 条に規定する税率に 1 を加えた数値を乗じて得た額」を「第 29 条に規定する税率により計算した消費税額に、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する税率により計算した地方消費税額を加えた額」に改め、同条第 2 項第 1 号中「水道の使用水量とする。」を「立科町給水条例（平成 10 年立科町条例第 3 号）第 24 条から第 26 条に規定する使用水量及び佐久水道企業団水道条例（昭和 48 年佐久水道企業団条例第 2 号）の規定により計量又は認定した使用水量とする。」に改め、同項第 3 号中「毎使用月、その使用月に」を削り、「その使用月」を「使用した月」に改める。

第 23 条を次のように改める。

（「使用料の督促及び延滞金等」）第 23 条「この条例により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分については、立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例の規定を適用するものとする。」。

第 15 条及び第 16 条においては、現在の記述で不適当な部分を修正するとともに、消費税改正に伴う改正でございます。また、23 条につきましては、立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金並びに滞納処分に関する条例が制定されることに伴い、この条例を適用するものでございます。

附則としまして、1 番、この条例は平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条、第 16 条の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 番としまして、「この条例による改正後の立科町下水道条例の規定による延滞金の徴収については、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。」でございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 77 号 立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制

定する。

立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正します。

第8条第2項中「税額及び地方消費税額」を「税率により計算した消費税額に、地方税法第72条の83に規定する税率により計算した地方消費税額」に改める。

第9条第1項中「第24条」の次に「から第26条」を加える。

第11条中「隔月徴収する。」を「納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。」に改め、同条ただし書を削る。

8条関係につきましては、消費税率により計算した消費税額に改正するものでございます。また、9条につきましては、使用水量について、給水条例の規定範囲を第24条から第26条までとするもので、第11条につきましては給水条例第24条中に規定されております、その内容を一部修正するものでございます。

附則としまして、「この条例は、平成26年4月1日から施行する」。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願いいたします。

続きまして、議案第78号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

立科町給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

立科町給水条例の一部を改正する条例。立科町給水条例の一部を次のように改正します。

第23条第1項中「税額及び地方消費税額」を「税率により計算した消費税額に、地方税法第72条の83に規定する税率により計算した地方消費税額」に改める。消費税に関しましては、消費税率により計算した消費税額に改定するものです。

附則としまして、「この条例は、平成26年4月1日から施行する。」でございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第16 議案第79号

議長（滝沢寿美雄君）次に、日程第16 議案第79号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君）議案第 79 号 平成 25 年度立科町一般会計補正予算（第 6 号）について、内容のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 444 万 7,000 円を追加をし、予算総額を歳入歳出それぞれ 44 億 5,306 万 1,000 円とするものでございます。

5 ページをお開きください。

第 3 表、地方債の補正でございます。起債の目的は、辺地対策事業債でございます。限度額 1,640 万円から 260 万円を減額をし、1,380 万円とするものです。辺地債の起債額が確定したための補正でございます。

続きまして、8 ページをお開きください。

2 の歳入でございます。

13 款使用料及び手数料が 3 目衛生手数料で、粗大ごみの収集手数料の計上でございます。14 款国庫支出金、1 目民生費国庫補助金は、子ども子育て支援システム構築に係る補助金の計上でございます。また、2 目民生費委託金は、国民年金免除システムの変更に係る委託金の計上でございます。15 款県支出金、1 目民生費県補助金は、民生児童委員改選に伴う、推薦会交付金を計上いたしました。2 目衛生費県補助金は、自殺対策事業補助金の確定に伴います計上でございます。

9 ページになります。

3 目農林水産業費県補助金のうちの 1 節農業費補助金は、額確定に伴う差額の補正及び経営体育成補助金を計上をいたしました。2 節林業費補助金は、地域で進める里山事業採択による補助金増を計上いたしました。4 目土木費県補助金は、地域の元気市町村交付金の額決定による 146 万 8,000 円の計上でございます。充当先は町道整備になります。3 項委託金、1 目総務費委託金は、実績による統計調査費の委託金を計上いたしました。16 款財産収入、2 目物品売払収入でございますが、旧保育園 3 園の備品等の購買収入を見込みました。

続きまして、10 ページをご覧ください。

17 款寄附金は、町民の方 1 名からの寄附金がございました。その額の計上でございます。20 款諸収入、1 目雑入は、そのうちの 1 節総務費雑入で、2 件の共済金 9 万 8,000 円及び外倉地区コミュニティ助成事業補助金 250 万円を計上いたしました。4 節農林水産業費雑入は、農業者年金事務委託金の額確定による増額でございます。8 節消防費雑入では、消防団員退職報償金の額が確定をいたしました。減額の補正でございます。21 款町債、2 目商工債は、起債同意等、予定額決定による 260 万円の減額の調整でございます。

続きまして、11 ページ、3 の歳出でございますが、1 款議会費、1 目議会費は、職員共済費の計上誤りによる補正でございます。2 款総務費、1 目一般管理費は電算管理費で、ケーブル布設工事費、広域連合の負担金調整による 140 万 6,000 円を増額計上しました。5 目企画費では、外倉地区コミュニティ助成事業補助金として、歳入のほうでも申し上げましたが、250 万円の支出の計上でございます。8 目地域情報通信費では、光ケーブル復旧工事に伴います工事費の計上でございます。

12 ページに移ります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費では、シュレッダーの新規購入費用を計上いたしました。

13 ページに移ります。

3 款民生費、1 目社会福祉総務費は、県の交付金確定による財源内訳の変更でございます。2 目障害者福祉費では、法改正に伴うシステム変更委託料及び障害者支援センター運営費の分担金、合計で 40 万 3,000 円の増額をしております。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費では、児童手当対象者増により扶助費 74 万円、また 3 目保育所費ではたてしな保育園、園の歌作成委託料として 120 万円、子ども子育て支援新制度施行に伴いますシステム構築委託料 350 万円、駐車場へのソーラー街灯設置費 99 万 8,000 円を計上いたしました。

失礼いたしました。14 ページのほうに移っております。

続きまして、3 項高齢者福祉費、1 目高齢者福祉総務費では、福祉施設整備補助金として社会福祉法人ハートフルケアたてしなへ 1 億円の補助金が主なものでございます。続きまして、3 目高齢者施設費では、高齢者生きがいセンターの温水ヒーターの修繕費として 41 万円の計上でございます。

続きまして、15 ページ。

4 款衛生費、1 目保健衛生総務費では、佐久医療センター財源支援の負担金であり、上田広域連合及び坂城町の負担額決定に伴いまして 818 万円の減額となります。2 目予防費では、子宮頸がんの接種者の減による医薬材料費、予防接種委託料、計 614 万 5,000 円を減額するものです。2 項清掃費、1 目ごみ処理費は、パッカー車購入に伴う差金 316 万円を減額計上しました。

続きまして、16 ページに移ります。

5 款農林水産業費、9 目農業再生事業費は、経営体育成支援事業補助金として 94 万円を増額するものです。

17 ページ。

2 項林業費、2 目林業振興費は、宇山地区への地域で進める里山事業補助金の計上でございます。6 款商工費、1 目商工振興費は、申請件数の増に伴い、1 名分の 30 万円を増額計上するものでございます。

続きまして、18 ページ。

2 項観光費、1 目観光総務費は、しいなちゃんストラップの追加発注費用でございます。3 目観光施設費は、深久保代替用水、ポンプ電気代 31 万円、施設修繕費として 50 万円、女神湖の浮島撤去工事の補助金として 29 万 9,000 円、計 110 万 9,000 円を増額計上しました。続きまして、7 款土木費、1 目土木総務費は、樽ヶ沢町有地造成測量設計委託料としまして 303 万 2,000 円を計上いたしました。

続きまして、19 ページ。

2 項道路橋梁費、1 目道路維持費は、カラーコーン、バリケード等の購入費用並びに小規模修繕工事費として、計 163 万 5,000 円を計上いたしました。2 目道路新設改良舗装費は、財源充当でございます。5 目橋梁維持費は、工事費増を計上いたしました。4 項住宅費、1 目住宅管理費

は、町営住宅に設置されております消火器の更新費用でございます。

続きまして、20 ページでございます。

5 項下水道費、1 目下水道総務費は、諏訪湖流域下水道建設工事費増の負担金 619 万円、白樺湖下水道組合管路復旧工事による負担金としまして、計 667 万円を計上するものでございます。8 款消防費、1 目非常備消防費でございますが、22 名の消防団退職者が確定をしたため、254 万 6,000 円を減額をするものでございます。2 日常備消防費は、佐久消防署内に消防指令センター設置をするという、この整備費用としまして 926 万円の増額計上でございます。

21 ページでございます。

9 款教育費、2 目事務局費は、小・中学校に整備してございますパソコンにつきまして、ウィンドウズ X P サービス終了に伴います設定作業委託料 309 万円の増額及び給食棟アスベスト除去工事に伴います給食費補助につきまして、予定工期より早く完了したため、250 万円を減額し、差し引き 70 万 8,000 円を計上をいたしました。2 項小学校費、1 目学校管理費は、実績により 58 万円を減額するものです。

続きまして、22 ページ。

3 項中学校費、1 目学校管理費は、体育館の火災報知器修繕費として 85 万 7,000 円、準用保護対象者の増により扶助費 35 万円等、それぞれ増額をし、消耗品については実績による減額、委託料については体育館暗幕更新設計委託料の改減による減額であり、差し引き 53 万 3,000 円を増額いたしました。4 項社会教育費、1 目社会教育総務費は、歴史民俗資料館解体に係る費用を計上してございましたが、アスベストがあり、この除去工事を追加し、平成 26 年度事業とするため、413 万 4,000 円を減額をいたします。2 目公民館費は、印刷機 1 台の購入費の計上でございます。

23 ページ。

6 項、2 目ふるさと交流館管理費につきましては、展示物作成及び備品購入費用として、計 671 万 6,000 円の計上でございます。10 款災害復旧費、農業災害復旧費と土木災害復旧費につきましては、負担金委託料の増額計上でございます。

24 ページ。

11 款公債費、1 目元金は元利均等償還であり、利率の減額見直しによる元金の増、2 目利子は利子の額が確定をしたため減額計上でございます。

歳入歳出との差額 1 億 1,350 万 6,000 円につきましては予備費で調整をいたしました。

説明は以上でございますが、よろしくお願いをいたします。

◎日程第 17 議案第 80 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 17 議案第 80 号 平成 25 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長（羽場幸春君）議案第 80 号 平成 25 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれに 16 万 7,000 円を追加し、総額を 8 億 7,230 万 2,000 円とするものであります。

4 ページをご覧ください。

歳入については、10 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目その他一般会計繰入金で、介護保険システム改修に伴う一般会計より事務費等、繰入金として 16 万 7,000 円を増額し、歳出では 1 款総務費、1 款総務管理費、1 目一般管理費の委託料より介護保険料の構成、遡及対応に係るシステム改修の電算委託料として、16 万 7,000 円を増額補正をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第 18 議案第 81 号～日程第 19 議案第 82 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 18 議案第 81 号 平成 25 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について及び、日程第 19 議案第 82 号 平成 25 年度立科町水道事業会計補正予算（第 3 号）についての 2 件を一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。荻原建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 荻原 邦久君 登壇〉

建設課長（荻原邦久君）議案第 81 号 平成 25 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明をいたします。

1 ページをご覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 60 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,440 万 6,000 円とします。

4 ページをご覧ください。

歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、1 目下水道分担金を 60 万円増額します。これは、新規加入受益者分担金でございます。

次に、歳出でございますが、1 款下水道費、1 目下水道事業費の工事請負費を 60 万円増額します。これは、大字芦田字東大定地籍の国道 142 号線沿いに建設されますコンビニエンスストアの下水道管渠工事に伴う増額補正でございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願いいたします。

続きまして、議案第 82 号 平成 25 年立科町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明をいたします。

1 ページをご覧ください。

(収益的収入及び支出)、第2条、平成25年度立科町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

第41款水道事業収益2億6,140万7,000円に44万7,000円増額し、2億6,185万4,000円とし、第1項営業収益2億4,777万5,000円に44万7,000円増額しまして2億4,822万2,000円とします。

次に、支出ですが、第51款水道事業費用2億6,140万7,000円に44万7,000円増額し、2億6,185万4,000円とします。内訳は、第1項営業費用2億2,024万7,000円を69万6,000円増額し2億2,094万3,000円とします。第3項特別損失110万円を179万7,000円に増額し289万7,000円に、第4項予備費214万1,000円を204万6,000円減額し9万5,000円とします。

次に、2ページをご覧ください。

収入の41款水道事業収益、1項2目受託工事収益44万7,000円の増額ですが、国道254号宇山バイパス工事によります町道上房線へのボックスカルバート設置工事のための水道仮設布設工事に伴う建設事務所からの保証金でございます。

次に、支出でございますが、第51款水道事業費用、1項3目受託工事費59万6,000円の増額ですが、町地区の消火栓移設に伴う工事費用12万5,500円増額と、宇山バイパス工事による仮設布設管工事47万円の計上でございます。4目総係費、5節旅費及び15節使用料及び賃借料は、滞納整理及び会計制度の見直しに伴う職員の研修等の交通費及び高速道路等の使用料でございます。

次に、3款特別損失、1目過年度損益修正損167万8,000円は、破産更正債権にかかわる不納欠損によるものです。また、2目その他特別損失11万9,000円は、不納欠損に伴う消費税及び地方消費税分でございます。予備費204万6,000円の減により調整いたしました。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第20 議案第83号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第20 議案第83号 平成25年度立科町索道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。岩下観光課長、登壇の上、願います。

〈観光課長 岩下 弘幸君 登壇〉

観光課長(岩下弘幸君) 議案第83号 平成25年度立科町索道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条、平成25年度立科町索道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによります。

第2条、平成25年度立科町索道事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をします。

支出、第51款索道事業費用、既決予定額4億5,000万円、補正予定額ゼロ円で、計4億5,000

万円。第1項営業費用、既決予定額4億3,556万9,000円を15万2,000円減額し4億3,541万7,000円に、第2項営業外費用、既決予定額1,000万円を200万円減額し800万円に、第3項予備費、既決予定額443万1,000円を298万2,000円減額し144万9,000円に、第4項特別損失、既決予定額はございませんが、補正で513万4,000円計上するものでございます。

第3条、資本的収入及び支出は、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,724万5,000円を6,344万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金8,309万1,000円を6,042万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額415万4,000円を302万1,000円に改め、資本的支出の予定額の補正するものでございます。

支出、第71款資本的支出、既決予定額8,724万5,000円を2,380万4,000円減額し6,344万1,000円に、第1項建設改良費、既決予定額8,724万5,000円を2,380万4,000円減額し6,344万1,000円にするものでございます。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。第51款索道事業費用につきましては、補正額はございません。第1項営業費用で15万2,000円の減額でございます。内容につきましては、6目資産減耗費のうち、購入を予定をしていました送迎用のワゴン車1台の資産購入を先延ばししたための固定資産除却費の減額でございます。2項営業外費用の1目消費税及び地方消費税の200万円の減額は、実績を見込み減額するものでございます。3項予備費の298万2,000円の減額は調整額でございます。4項特別損失は、索道利用料の不納欠損2件に係る処分費513万4,000円を計上いたしました。

資本的収入及び支出でございます。71款資本的支出の1項建設改良費2,380万4,000円の減額内容につきましては、1目リフト整備費費用962万9,000円減額でございます。これは、年度当初、整備計画から振動検査結果等によりまして、ゴンドラリフトでは折り返し滑車の整備、それから電気設備点検、南平の第1ペアリフト及び第3ペアリフトの支衛柵交換整備等を先延ばしすることによる費用の減額でございます。2目固定資産購入費では、白樺2in1スキー場のコアハウス側に、ゲレンデのところに計画をしていましたキッズウェイの設置を見合せした減額と送迎用のワゴン車1台の購入を先延ばししたため、1,417万5,000円減額するものでございます。

よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第21 議案第84号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第21 議案第84号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） 議案第84号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町町有地貸付条例第4条の規定による貸付料について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり不納欠損に係る請求権の放棄について議会の議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。番号、それから貸付区画・所在は省かせていただきます。番号、それから調定年度、貸付料と理由ということで説明を申し上げます。

番号1、調定年度平成20から23、貸付料2,223万7,343円。番号2、調定年度平成23、貸付料9,675円。番号3、調定年度平成21から23、貸付料9万5,516円。番号4、調定年度平成20、貸付料6万5,500円。番号5、調定年度平成24、貸付料4万2,806円。番号1から番号5までの請求権の放棄についての理由は、いずれも破産によるものでございます。番号6、調定年度平成20、貸付料13万9,447円、理由、会社更生法によるものでございます。計6件、貸付料総額2,259万287円の請求権の権利放棄となります。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎日程第22 議案第85号～日程第23 議案第86号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第22 議案第85号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について及び、日程第23 議案第86号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての2件を一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。荻原建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 荻原 邦久君 登壇〉

建設課長（荻原邦久君） 議案第85号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明をいたします。

立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例、第8条の規定による、使用料について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり不納欠損に係る請求権の放棄について議会の議決をお願いするものでございます。

1番目ですが、立科町大字芦田八ヶ野1043番地、調定年度は平成18年度から19年度でございます。使用料3万8,590円で、破産によるものです。2番目ですが、立科町大字芦田八ヶ野383番地、58、有楽リゾートマンション、Mの103でございます。調定年度は平成12年から14年度、使用料6万2,960円で、破産によるものでございます。2件の合計額は、10万1,550円でございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第86号、給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてでございます。立科町給水条例第23条の規定による、水道料金について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり水道使用料の不納欠損に係る請求権の放棄について議会の議決をお願いするものでございます。

1番目ですが、町6部、大字芦田2530番地ほか5カ所でございます。調定年度は平成21年か

ら22年度、使用料は8万5,690円で、破産によるものでございます。2番目ですが、大字芦田八ヶ野女神湖975番地、別荘番号女神湖6号ほか53カ所でございます。調定年度平成20年、225万365円、会社更生法によるものでございます。3番目は、立科町大字芦田八ヶ野蓼科牧場1043番地、別荘番号蓼科牧場209号、平成18年から19年度、使用料4万8,580円、破産によるものでございます。続きまして、4番目は上房1大字山部42-1番地、ほか1カ所、調定年度平成15年度、使用料は1万780円で、これも破産によるものです。5番目ですが、立科町有楽別荘地になりますが、大字芦田八ヶ野383-58、リゾートM-103、調定年度平成12年から14年度、使用料2万8,720円で、破産によるものです。6番目ですが、立科町大字芦田八ヶ野八子ヶ峰2016番地1、ラ・ベルクレール白樺A-211ほか1カ所、調定年度は平成19年から21年度、使用料7万2,720円で、これも破産によるものです。この6件の合計額249万6,855円でございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願いいたします。

◎日程第24 議案第87号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第24 議案第87号 索道利用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。岩下観光課長、登壇の上、願います。

〈観光課長 岩下 弘幸君 登壇〉

観光課長（岩下弘幸君） 議案第87号 索道利用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町索道事業条例第6条の規定による索道利用料について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり不納欠損に係る請求権の放棄について議会の議決を求めるものでございます。

番号1、契約者の住所は立科町大字芦田八ヶ野1043号、調定年度は平成18年、索道利用料につきましては15万1,780円でございます。理由につきましては、破産によるものでございます。番号2、立科町大字芦田八ヶ野975-2、これは調定年度は平成19年度でございます。利用料につきましては498万2,189円、理由につきましては会社更生法によるものでございます。合計513万3,969円でございます。

議決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎日程第25 議案第88号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第25 議案第88号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長(笹井恒翁君) 議案第 88 号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、平成 25 年度社会資本整備総合交付金事業町道中原大深山線改良工事。2、工事箇所、立科町真蒲。3、契約金額 5,197 万 5,000 円、4、契約の相手方、立科町大字宇山 1665 番地 1、株式会社高橋組でございます。

本案件につきましては、今申し上げましたとおり、平成 25 年度の社会資本整備総合交付金事業でございます。これに関する議決をお願いするものでございます。指名業者につきましては、町内業者 5 社を指名をいたしました。株式会社高橋組が落札をいたしまして、契約を締結することになります。このことにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、5,000 万円以上の工事の請負は議会の議決が必要であることからご提案を申し上げます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますよう、お願いをいたします。

議長(滝沢寿美雄君) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔(異議なし) の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、暫時休憩とします。再開は午後 1 時 30 分からです。

(午後 12 時 03 分 休憩)

(午後 1 時 30 分 再開)

議長(滝沢寿美雄君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第 26 発議第 12 号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第 26 発議第 12 号 特定秘密保護法案に反対する意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長(長坂徳三君) 朗読いたします。

発議第 12 号 特定秘密保護法案に反対する意見書の提出について。立科町議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。平成 25 年 12 月 5 日提出。提出者山浦妙子。賛成者橋本昭。

特定秘密保護法案に反対する意見書。

現在、国会で審議されている「特定秘密保護法案」は“秘密”の範囲が曖昧で、国民が接した情報が“特定秘密”かどうかはわからず、公務員のみならず一般国民までもが処罰の対象となりうる中身であり、国民の中に不安の声が広がっています。

福島市で開催した公聴会を始め、圧倒的多数の世論が「慎重審議」を求めている中、衆議院の特別委員会では、わずか 2 週間しか審議されず、委員会質疑を打ち切った採決は「審議不十分」と言わざるを得ません。

質疑の答弁においても、担当大臣と閣僚、提案者が幾度となく食い違うなど、法案の“秘密”の範囲や指定期間、処罰の対象が際限なく、恣意的に拡大されていく危険性を含んでいると言えます。

国民が本来有している“知る権利”についても、安倍首相は「国民の知る権利や報道の自由は十分尊重する」と答弁するにとどまり、法案第 21 条第 1 項に「国民の知る権利に十分配慮」と盛り込まれたものの、報道機関の取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰される恐れがあり、報道機関を萎縮させ、国民の知る権利が侵害され、国民主権の根本にかかわる権利が脅かされようとしています。

以上のことから、我々立科町議会は同法案に反対し、本国会で廃案とすることを求めます。

地方自治法第 99 条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 5 日。参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、国家公安委員長あて。長野県立科町議会議長、滝沢寿美雄。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。8 番、山浦妙子君、登壇の上、願います。

〈8 番 山浦 妙子君 登壇〉

8 番（山浦妙子君） 発議第 12 号 特定秘密保護法案に反対する意見書の提出について、提案説明を行います。

平成 25 年 12 月 5 日、提出者山浦妙子、賛成者橋本昭、2 名により、立科町会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

安倍内閣が、きょう明日にも強行採択をしようとしている秘密保護法案は、政府が持っている膨大な情報の中、政府が秘密指定をして、それを漏らしたりアクセスしたりすると、国民を最長 10 年の懲役にするという、重罪を持って罰するという弾圧法であります。日本国憲法の基本的人権、国民主権、平和主義という基本原理を根底から覆す悪法であります。この法案の概要が 9 月 3 日に発表され、15 日間の限られた期間に政府に寄せられたパブリックコメントには 9 万件

の意見が寄せられ、その8割が反対の意見だったということでもあります。

今、立科町の小宮山和幸町長を初め、日本弁護士連合会、日本新聞協会、日本ペンクラブ、テレビのキャスター、出版人、演劇人や歴史学者など、各層各界から立場を越えて反対の声が急速に広がっています。また、県内8市町村議会においても、反対や慎重審議の意見書が可決されています。安倍首相は、こうした国民の声を無視して、わずか53日間の会期の臨時国会で強引に成立をさせようというのであります。

総理は、秘密保護法と日本版NSCの創設は一体であると言って、その一方で集団的自衛権の行使をめぐる憲法上の制約を法の解釈の変更で取り払おうとしています。まず、秘密保護法を制定し、私たち国民の目や耳、口をふさいで、国民の批判を封じ込めて、日本を海外で戦争できる国につくり変えようとしています。アメリカ軍再編以来、進めてきた日米間の戦略や情報の共有、日米の軍事一体化をさらに進め、日本の軍事的役割を拡大・強化しようとするものにほかなりません。

この法案は、秘密を漏らした公務員、知らずに秘密を漏らした者まで処罰することを骨格としています。重大なことは、特定秘密の指定が政府にゆだねられ、政府のその時々を思いつきの判断で勝手に決められるということです。特定秘密の範囲を限定すると言いますが、防衛、外交、治安などに関して、その漏洩が我が国の安全保障に著しい支障を与える恐れがあると政府が判断すれば秘密指定ができるのであり、際限はありません。したがって、TPPに関する情報も原発に関する情報も秘密指定にできることとなります。しかも、国民には何が秘密なのかも知らされないのです。自分が触れた情報が秘密なのかどうかわからないままに処罰されることさえ、起こり得るのであります。報道や取材の自由に配慮する規定を盛り込んだと言いますが、正当な取材行為かどうか、取材行為の中で人をあざむいたかどうか、管理を害したかどうかを一体だれが判断するのでしょうか、それは警察であります。ジャーナリストの取材の当否を捜査機関の判断にゆだねること自体が報道の自由の侵害になることは明らかであります。

さらに、特定秘密が国会の立法権や調査権を侵害する問題もあります。特定秘密は、政府や行政機関の長が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼす恐れがあると判断すれば、国会に提供されません。提供された場合でも、国会議員がその秘密を政党内で論議しようすれば、漏洩で処罰されることとなります。これは、国民を代表する国会と国会議員が外交、防衛などの国政の重要問題で政府を監視し、チェックすることを不可能にすることとなります。

これまでも、今も私たちの国日本は、日米安保のもとで多くの情報が秘密とされてきました。国会で核兵器の持ち込み、密約、沖縄返還密約を追及しても、隠し続けてきました。日米安保を揺るがしかねない情報は隠し通すというのが、政府の姿勢であります。その上、漏洩から秘匿行為までを、包括的に重い罪か罰を課し、二重、三重に情報統制を敷こうとするのが特定秘密保護法案であります。

かつて、日本は二重、三重の秘密法制で国民の目や耳、口をふさぐ情報統制のもと、アジア侵略の戦争に国民を動員し、2,000万人に及ぶアジアの人たちと300万人の国民を犠牲にしたのであります。私たちは、この歴史の教訓に学ぶべきではないでしょうか。

以上のことに鑑みて、この意見立法案に対する反対の意思表示を、立科町議会として国に提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番、榎本真弓君。

〈1番 榎本 真弓君 登壇〉

1番（榎本真弓君） 本日発議されました特定秘密保護法案に反対する意見書につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

まず、当初この特定秘密保護法案の制定に反対する意見書は請願として、当初出されておりました。にもかかわらず、その請願を取り下げられ、本日発議として緊急に出てまいりました。本来でしたら、委員会付託になり、十分な審議ができたものと思っております。

それから、まずこの反対の内容の事の本質を十分に見きわめていただきたい。国家安全保障会議設置法と特定秘密保護法案は密接な関係にあります。防衛・外交・特定有害活動の防止、いわゆるスパイ活動の防止、テロリズムの防止の対策であります。今、日本を取り巻く安全保障環境は、緊張の度を増しています。北朝鮮が日本に向けたミサイルが発射寸前まで行われた事実、国際化の中で日本人や日本企業が海外でテロや事件に巻き込まれるのをどう守るか、またこの12・11月に中国側からの防空識別圏の設定、これら全て重要な政治課題となっています。情報通信技術が急速に進歩する中、一度情報が漏れると收拾がつきません。諸外国との情報を共有するために、日本国内の法整備、情報管理体制の再構築が喫近の課題であります。国民の安全を守ること、国民の知る権利を守る、報道の自由を守る、全て重要なことであります。それらを鑑み、本日は皆様には議員として大局的な判断をお願いするものであります。

以上で反対討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに討論はありますか。7番、橋本昭君。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 賛成の立場で討論いたします。

戦争を知らない多くの国会議員、戦争を知らない官僚が、先の大戦を明確に総括することなく、特定秘密保護法案なるものを策定し、国会に上程され、与党の数の力で、今まさに可決されようとしております。

本法案は、国民の知る権利を侵害する心配など、問題をはらむ法案として各界の有識者を含め、多くの国民が異を唱えております。審議の過程において、秘密指定の妥当性、恣意性を野党より再三指摘され、ここに来て独立した第三者機関ではなく、身内組織の保全監視委員会や情報保全諮問会議を法の施行前までに設置すると答弁をしております。これら機関も政府内組織で、独立

性もなく、チェック機関としての機能を果たすか、疑わしいと言えます。本来ならば、法律の中で独立した第三者機関等を設置し、チェック機能の性格をその機関に持たせることを規定すべきであり、法成立後に整備するなどということは信用できないことであり、恣意的に秘密を指定したい官僚の意図があると疑わざると得ません。

一例を申せば、法第12条第2項第1項で、テロリズムを政治上、その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人にこれを強要しと規定しており、これが拡大解釈され、時の自民党幹事長が国会を取り巻く法案反対の市民デモをテロ行為と断じた論拠であると言わざると得ません。

政府がなぜこの法案の成立を急ぐのか。現政権みずからが憲法の改憲、集団的自衛権の行使をもくろむ等の動きを露骨に出し、これが尖閣諸島での中国との緊張をより高めることにより、国民に危機意識を持たせ、本法案の必要性を説こうとしていることが透けて見えます。次世代への負の遺産としてもなる恐れのある本法案の審議そのものが拙速極まりなく、本法案を廃案とし、外交、防衛には秘密があることを理解した上で、国民の知る権利が担保された、真に必要な国防上の秘密の保護する法案を政府が再提案し、慎重審議することを求め、意見書提出に賛成するものであります。本法案は、きょう、明日にも強採択されようとしています。

我々議会の声が採決までに届かなくても、立科町議会の意思を政府に伝えることが重要であり、本意見書提出を採択されますよう、重ねてお願いし、賛成討論とします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに討論はありますか。2番、森本信明君。

〈2番 森本 信明君 登壇〉

2番（森本 信明君） 特定秘密保護法案に反対する意見書に賛成の立場で述べていきたいと思っております。

既に皆様方もご存じのように、多くの報道機関で報道をされているとおりであります。特定秘密保護法案は国民の知る権利を損なうこと、秘密が恣意的に決められ、第三者のチェックもなく、官僚の情報支配につながることで、民間人も処罰の対象になりかねないことなど、国民・町民生活に暗い影を落とす深刻な問題であります。国会での審議では、秘密指定の妥当性をチェックする第三者機関のあり方など、重要な論点で曖昧さ、制度の不備が次々に露呈している審議状況です。

本日の信濃毎日新聞の報道を見ると、日米両政府は米軍新型輸送機オスプレイを使った実戦想定共同訓練を来年2月から3月に新潟、群馬で実施する方向で調整に入ったとのこと。長野県に隣接する両県、長野県には連絡はなく、県は防衛省北関東防衛局に訓練する際の飛行ルートを問い合わせたところ、まだわからないとの返答です。県は、政府・自衛隊・米軍の枠での議論だが、県民の安全を守る観点から情報収集に努めていくと述べた報道を見ると、果たして特定秘密法案が成立した場合、訓練内容、飛行ルート等が県民に情報公開されるでしょうか、県民の不安は募ります。

国民生活に影を落とす深刻な問題だけに、多くの国民、有識者、著名人等が法案反対に立ち上がっています。多くの町民が特定秘密法案に危機意識を持っていることでしょう。以上のことから、法案に反対し、今国会での廃案することを求める意見書を賛同いただきたいと思います。

以上であります。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。日程第 26 発議第 12 号 特定秘密保護法案に反対する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

長坂事務局長、確認願います。

起立多数です。したがって、発議第 12 号 特定秘密保護法案に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 27 発議第 13 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 27 発議第 13 号 特定秘密保護法案に適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君）発議第 13 号 特定秘密保護法案の適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書の提出について。立科町議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。平成 25 年 12 月 5 日提出。提出者榎本真弓。賛成者箕輪修二。

特定秘密保護法案の適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書。

政府は、いわゆる特定秘密保護法案を国会に提出し、現在、参議院において審議が行われているところです。今般、成立した国家安全保障会議設置法と特定秘密保護法案は、密接不可分の関係にあり、諸外国と情報交換・共有を進めるためには特定秘密保護法案によって機密事項が漏えいしない体制を整備することが前提となることから、国家安全保障会議（日本版NSC）が所定の機能を発揮し、我が国の外交、防衛上の意思決定を行うために重要かつ不可欠なものであります。

このような中、特定秘密保護法案の修正協議等の結果、特定秘密の対象となる情報を防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ活動防止の 4 分野の安全保障上必要なものと限定し、国民の知る権利を尊重するとともに後世の検証を可能としたものであり、妥当な内容と考えるところです。

しかし、特定秘密の指定は行政機関の長が行うものとされていることから、当該情報が安全保障に著しい支障を与えるものであるかどうかを検証する制度を初めとした、適正な運用方法を確立していくことが必要であります。

よって、政府においては、特定秘密の指定における恣意性を排除するなどの適正な運用を資するため、独立した立場で検証する重層的な仕組みの第三者機関の設置等を強く要請します。

地方自治法第 99 条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 5 日。内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、国家公安委員会委員長あて。長野県立科町議会議長、滝沢寿美雄。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。1番、榎本真弓君、登壇の上、説明願います。

〈1番 榎本 真弓君 登壇〉

1番（榎本真弓君） まず、最初に、私はきょう一日、大変孤独な一日であります。基本的に、長野県に來まして、皆様の気質もよく存じ上げている中で、大局的な考え方を持っていたいただきたいと思います。しております。

発議第13号 特定秘密保護法案の適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書の趣旨説明をいたします。

まず、経過を確認いたしますと、2012年12月、情報保全に関する検討委員会なるものが、当時の与党であった民主党により開催され、その要請を受けて秘密保全のための法制のあり方に関する有識者会議となるものが立ち上がり、平成23年に有識者会議からまとめの報告が出されました。政権は自民党となりましたが、現在の安倍内閣から特定秘密保護法案が提出されました。メディアなどでは、衆議院採決を乱暴だ、数の奢りだと非難しています。しかし、普通法案の審議は10時間前後ですが、特定秘密保護法案は45時間を超えました。また、野党との法案の修正協議を行い、12項目にわたって修正合意を提出、さらに参議院での審議時間も確保する意味では、26日、衆議院での採決が限度でありました。

では、なぜこの法案が今必要なのか。大量破壊兵器や国際テロ活動に適切に対処するためには、安全保障に関する重要な情報を入手し、その漏えいを防止、国民の安全や国益を守ることは喫近の課題であります。現在、国家公務員法や自衛隊法などにも処罰の規定はありますが、国際基準の観点から漏えいを防ぐ法整備は万全ではありません。この点、日本は後進国であります。情報管理が万全でなければ、外国は情報を日本と共有しようとはしません。

この法案は、安全保障に関する情報を保護することを目的としています。近年、日本を取り巻く安全保障環境が緊張の度を増しています。先にも述べましたように、北朝鮮が日本に向けて中距離弾道ミサイルの発射寸前までいった事実は記憶に新しいところであります。最大の争点は、特定秘密を保護して国民の安全を守ることと、国民の知る権利、そして報道の自由を守るためのバランスをどうとるかであります。政府による秘密の濫用ができないよう、考えられるぎりぎりの線になっています。

しかしながら、報道ではこうした問題の核心に踏み込んで考察することなく、刺激的な見出しと国会運営のごたごたを取り上げて、世間の不安を煽っているようにしか見えません。何が本質なのか、十分考えるべきだと思います。

最後に、有識者会議の報告はこのように結んでいます。特定秘密の漏えいにより国や国民が受ける被害の重大さに鑑みれば、その保全、全体性の整備は喫近の課題である。知る権利など、国民の権利、利益との適切なバランスを確保しつつ、守るべき秘密を確実に資するものである。当会議は早期に法制化をすることを念頭に検討を進め、本報告を取りまとめた。今後、この報告の

内容を十分に踏まえ、速やかな法制化が図られることを希望するものであるとあります。

今回、私が発議しました意見書は、運用に当たって第三者機関の設置を求めるものです。真に独立した立場で検証、検察ができる機関の設置を、政府に対して強く要請するものであります。しかしながら、先の発議の賛成多数によりまして、法案反対の決議をされました。となりますと、この法案の慎重審議を求めるための第三者機関の設置を求めるということは、皆様にはどう映るんでありましょうか。大変残念ではありますが、私はこの決議をぜひとも早急に国に送ることを重ねて皆様に訴えたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、山浦妙子君。

〈8番 山浦 妙子君 登壇〉

8番（山浦妙子君） 発議第13号 特定秘密保護法案の適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書の提出について、反対の立場で討論をいたします。

先日成立した国家安全保障会議設置法と特定秘密保護法案は密接不可分の関係にあり、諸外国と情報交換、共有を進めるためには特定秘密保護法案によって機密事項が漏えいしない体制を整備することが前提となると言っています。諸外国との情報共有と言いますが、あのイラク戦争を思い出してください。日本はうその情報をアメリカから渡されて、あの戦争を支持し、自衛隊を派兵しました。この問題の総括と反省は、全くされておりません。この事案のように、アメリカの機密情報をよりどころとして、国の進路を誤らせるようなことがあってはならないと考えるのであります。

今、アメリカの情報機関が世界中で、国際法にも違反した盗聴活動を行っていたことが大問題になっています。日本も例外ではなく、アメリカから盗聴されています。この事実が明らかになりながら、日本はアメリカに何1つ抗議をしていません。情報の共有と言いながら、アメリカに情報をコントロールされたまま、海外で戦争する国に踏み出そうとする、そのための戦争の司令塔をつくらうとするのが日本版のNSCであります。このような日本政府の姿勢は、到底納得できるものではありません。日本とアメリカが軍事行動をとると、アメリカ軍は日本側に情報を説明しなくてはならず、アメリカ軍のために秘密を守る必要があるからです。アメリカ発の秘密保護法案なのであります。

また、修正協議の結果についても、その妥当性を述べておりますが、特定秘密の公開判断する秘密解除まで、当初は上限を30年まで求めておりましたが、最長60年までと後退させています。このことにより、今生きている人は、その多くが秘密の内容を知らないまま、生涯を終えることになります。それから、武器、弾薬、航空機、その他の防衛の用に供するものなど、7項目を例外と認めました。しかも、この7項目には、これらに上げる情報に準ずるもので、政令で定める重要な情報との規定が入り、幾らでも例外を広げられます。永遠に秘密にできる原案と変わらな

い中身となっています。

それから、安倍首相は、昨日の参議院、国家安全保障特別委員会で、特定秘密保護法案で漏洩を禁じる特定秘密指定などの妥当性をチェックする保全監視委員会と秘密指定の統一基準を策定する情報保全諮問会議を、いずれも法の施行までに政府内に設置する方針を明言しました。また、特定秘密が記録された公文書の廃棄の可否を判断する審議官僚ポストとして、独立公文書管理官を新設することを明らかにしました。けさの信毎の記事になった上智大学教授の田島泰彦さんのコメントによりますと、保全監視委員会は各省庁の事務次官級が中核で、正副官房長官や内閣情報官などがメンバーとなっており、身内の組織であり、独立性が全くない。第三者的にチェックするのは不可能である。情報公開や公文書管理、法律などのメンバーにした情報保全諮問会議で秘密指定の統一基準をつくるというのも、あくまでも基準策定であり、秘密の指定や運用の直接的な点検は期待できない。秘密が記録された公文書を廃棄していいかどうかを判断する公文書管理審議官のポストを新設するというが、これも自立的な判断ができるか、どれほどの権限を持つかがはっきりとせず、役割を果たすかわからない。泥縄式で、慌てて考えたという様子がありありで、本気で監視機関をつくろうという意欲があるようには到底思えない。短期間で結論が出るような話ではなく、小手先の修正でただすことも困難だ。法案を廃棄にして、制度の根本から考え直すしかないと言われています。

反対する世論の広がりの中で、修正のもと、きょうあすにも強行採決を図ろうとしておりますが、修正は法案の本質を少しも変えるものではありませんでした。今回、提出されました発議第13号の適正な運用方法の提案についても、同様のことが言えます。私たち国民の目と耳と口をふさぐ歯どめになり得ないと考えます。日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義に反する、この違憲立法、秘密保護法案は廃棄にするべきものと考えます。私は、反対の一点で、全ての人々が力を合わせて戦うことを心から呼びかけて、反対討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに討論はありますか。7番、橋本昭君。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君）特定秘密保護法案の適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書に反対の立場で討論をいたします。

ここに書かれております意見書の中、本意見書そのものに特定秘密保護法案が特定秘密の指定における恣意性ということ、意見書みずからが特定秘密の指定における恣意性を認めております。すなわち、法案の危うさを浮き彫りにしています。立科町議会としては廃棄を求めており、現段階において本意見書を提出すべきではなく、本意見書提出に対して反対いたします。

以上で反対討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。日程第 27 発議第 13 号 特定秘密法案の適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立少数です。したがって、発議第 13 号 特定秘密保護法案の適正な運用方法を早急に検討することを求める意見書の提出については否決されました。

◎日程第 28 請願第 7 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 28 請願第 7 号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願を議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。紹介議員、8 番、山浦妙子君、登壇の上、説明願います。

〈8 番 山浦 妙子君 登壇〉

8 番（山浦妙子君） 請願第 7 号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願について、紹介議員としての提案説明を行います。

この請願は、2013 年 11 月 18 日に長野県平和委員会代表の永井光明さん、中澤盛雄さん、宮澤彰一さん、建石繁明さん、丸山稔さんから提出されたものであります。

政府は、現在、集団的自衛権の行使容認に向けて準備をしていると伝えられています。集団的自衛権とは、同盟国など、密接な関係にある国が武力攻撃を受けたとき、自分の国への攻撃と見なして反撃できる権利であります。

日本政府は、集団的自衛権について、戦争放棄、戦力不保持を定めた 9 条が許す、国を防衛するための必要最小限度を越えるとの考え方から、権利はあるけれども行使はできないという憲法解釈をずっと維持してきました。日本は、この憲法 9 条があったからこそ、戦後一貫して戦争の犠牲者を出さず、国際的な信頼も勝ち得てきました。

有識者懇談会では、今年 9 月 17 日の議論再開日に、解釈の見直しの方針を改めて確認しています。戦後日本の安全保障政策を大きく転じようというものであります。自衛隊の活動に制約がなくなり、海外で武力行使をすることにもなりかねなくなります。平和憲法が空文化する解釈の変更は認められないものであります。

今、世界でも戦争ではなく、平和的・外交的努力で問題解決をすることが大きな流れとなっています。その中で、憲法解釈を変えて戦争への道を開くことは、その流れに反するものであります。集団的自衛権の容認は、アジア諸国との間にあえて緊張状態と敵対関係を強めるものであり、国を越えて、だれしもが平和的に生存していけるような国際関係を築いていくことへの障害ともなります。

よって、国に集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないよう、意見書の提出を要請するものであります。よろしく採択を賜りますよう、お願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 請願について上程をいたしますが、ご意見をお持ちの方は質疑の際にお願いをい

たします。

また、審査については、質疑終了後、所管委員会に付託をする予定であります。

これで、本日の日程を全部終了しました。これで散会とします。ご苦労さまでした。

(午後 2 時21分 散会)